

# 第1回 JAφ VHF コンテスト規約

## 1 目的

JAφ管内のVHF帯で運用する局が他のエリアに比べて少ないので、これらのバンドのアクティビティを高めるため、およびVHF帯における電波の電はん状態を知るため、21,28MC帯を含めてコンテストを実施する。

2 日時 昭和39年5月30日(土)21時から31日(日)21時まで

3 参加資格 JAφ管内において運用するJAφのアマチュア局

4 周波数帯 21MC帯以上の各バンド

5 電波型式および電力 各局に許されている範囲内

## 6 交信方法

(1) 呼出しは、電信においては「CQ JAφ VHF JEST」とし、電話においては「CQ JAφ VHF コンテスト」とする。

(2) 完全な一交信を1点とし、同一バンド内における同一局との交信は電波型式が異なっても、1回より認めない。

(同一局でもバンドが異なれば得点となる。)

(3) JAφ管内以外の局およびJAφ管内にあるJAφ以外の局との交信は得点とはならない。

(4) クロスバンドの交信は得点とならない。

(5) コンテストナンバーはRSまたはRSTの次に01から始まる一連番号と別表による自局の位置を示す行政区域別の地域ナンバーを付して送信するものとする。(例 電話で運用した長岡市の局で10番目の場合 591009)

(6) 電信と電話の交信は認めない。

(7) 21,28MC帯においてはJARL制定のサブバンドを厳守すること。

## 7 得点の計算

(1) 完全な一交信毎に次の乗数により得点を求め、バンド毎の得点の総和をその局の得点とする。

a 21及び28MC帯……1	b 50MC帯………2
c 144MC帯 ……………3	d 435MC帯 ……4
e 1200MC帯……………5	

(2) 同一得点の場合は最終交信時刻の早いものを上位とする。

## 8 ログの提出

(1) ログとサマリーシートはJARL制定のものまたは、それと同一型式のものとし、バンド毎に別のログ用紙を用いること。

(2) 締切は昭和39年6月5日(当日消印有効)とする。

(3) 提出先は長野市権堂町 丸山孟伸方

JARL 信越支部 VHF コンテスト係あてとする。

## 9 審査

(1) 審査はJARL信越支部役員が行う。

(2) この規約に違反して運用したものは失格とする。

10 賞 1位から10位までを入賞とし、5位までには賞状および賞品を、6位以下には賞品を贈呈する。